令和6年度 学校運営に係る取組方針【特別支援学校版】

次のとおり、令和6年度の学校運営の取組方針をお示しします。

1 主体的に学び行動する力を着実に身に付ける、学び高め合う教育の充実

(学校目標の視点:「教育課程、学習指導」に関する内容)

(1) 確かな学力の向上を図る取組の推進

〇一人ひとりのニーズにあわせた教育

学習指導要領や教育要領に基づき、各学校の学校教育目標を実現するための教育課程を編成し、組織的・計画的に教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントに努めるとともに、「個別教育計画」を踏まえた授業実践に組織的・計画的に取り組んでください。

〇シチズンシップ教育の充実について

成年年齢が18歳に引き下げられたことを踏まえ、「特別支援学校高等部における模 擬投票等実践事例集」や「シチズンシップ教育【指導用参考資料】」などを活用し、 政治参加教育や消費者教育などのシチズンシップ教育の充実を図ってください。

〇幼・小・中・高等部を通したキャリア教育の推進

一人ひとりの障がいの状態や発達段階等に応じてキャリア発達を促すための取組を 進めてください。特に、学びの連続性を踏まえた教育課程の編成の工夫・改善を行う などにより、キャリア教育の推進に取り組んでください。

(2) 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

○「いのち」を大切にする心を育むための教育の推進

「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を含め「いのちの授業」の更なる充実を 図ってください。また、家庭や地域においても推進されるよう、保護者や地域の方へ の周知に取り組んでください。

〇人権教育の推進

性的マイノリティや障がい者、外国につながりのある子どもたちに対する偏見や差別意識がいじめ等の様々な人権課題につながることや、貧困やヤングケアラーなど子どもたちの抱える困難や課題を教職員が的確に認識し、人権教育の推進に取り組んでください。

〇健康・体力つくりの推進

子どもたちにスポーツの意義や価値等を理解させ、運動習慣の確立や生活習慣の改善を促してください。

食育についても、全体計画等を作成し、組織的・計画的に取り組んでください。

〇生命(いのち)の安全教育の推進

子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、教育活動全体を通じて「生命(いのち)の安全教育」に取り組んでください。

○学校安全教育の推進

幼児・児童・生徒の実態や地域の実情に応じた生活安全教育、自分事として捉えることのできる災害安全教育、自ら理解し、考えて行動する交通安全教育などを学校安全計画に位置づけて学校安全教育の推進に取り組んでください。

〇医療的ケアの安全な実施

医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒が、安全にかつ安心して学校生活を送れるよう、自立活動教諭(看護師、専門職)などの校内教職員及び担当医などと連携した支援に取り組んでください。

(3) グローバル化などに対応した教育の推進

重点3 ○ⅠCTの利活用の推進

1人1台端末等、ICT機器の活用について、一人ひとりの障がいの状態や、発達段階等に応じてコミュニケーション支援や学習支援、情報モラル教育に取り組んでください。

2 一人ひとりのニーズに的確に応える生徒指導・支援の充実

(学校目標の視点:「生徒指導・支援」に関する内容)

(1) 生徒指導・支援等の充実

重点2 〇きめ細かな幼児・児童・生徒指導・支援の充実

一人ひとりの障がいの状態や発達段階等を十分に考慮し、きめ細かな指導や教育相談等を通して、幼児・児童・生徒が自己理解や自己肯定感を高められるように指導してください。

〇アセスメントの充実

校内の関係者が専門性を発揮し、チームで多面的に幼児・児童・生徒等の実態把握 をするための手立てについて、各校の状況を踏まえて工夫・改善してください。

3 各学校段階等への円滑な移行や、社会的・職業的な自立に向けた、進路指導・ 支援の充実

(学校目標の視点:「進路指導・支援」に関する内容)

(1) 進路指導・支援の充実

〇移行支援の充実

自立と社会参加をする上で必要な力の育成や、本人のニーズや適性に応じた、自己選択・自己決定のための継続した指導・支援に取り組んでください。また、各関係機関等と協力し、定着支援の充実に取り組んでください。

4 地域等との協働による、学校の教育力の向上

(学校目標の視点:「地域等との協働」に関する内容)

(1) 地域等との協働の推進

〇コミュニティ・スクールの推進

学校運営協議会において実施される学校関係者評価に新たに導入する第三者の視点で学校を評価する機能を活用し、地域との連携協働の取組を引き続き推進してください。

○地域と連携した教育活動及び地域での学びの場づくりの推進

学校運営に地域人材を活用するなど、地域と連携・協働して教育活動の充実を図るとともに、学校の施設開放や公開講座にも取り組むなど、開かれた学校づくりの推進を図ってください。

(2) インクルーシブ教育の推進

重点 1 ○センター的機能の充実

インクルーシブ教育の進展を踏まえた全県での特別支援教育の充実に向け、市町村 や各機関との連携により、センター的機能の取組を進めてください。

重点1 ○居住地交流と地域の学校との交流及び共同学習の工夫・改善

共生社会の実現に向け、「居住地交流ガイドライン」に基づき、居住地交流の充実を図ってください。また、学校間の交流及び共同学習や地域との交流に、計画的・組織的・継続的に取り組むとともに、学校間の情報共有を丁寧に行ってください。

5 信頼に根ざした学校づくりの推進と、教育環境の整備

(学校目標:「学校管理、学校運営」に関する内容)

(1) 信頼と期待に応える学校づくりの推進

○学校評価システム等を活用した学校運営の充実

令和6年度から4年間の新たな学校教育計画等を策定するとともに、それらに基づく1年間の目標設定や取組内容の明確化を図り、学校運営の組織的な改善に取り組んでください。

重点4 〇不祥事防止の徹底

性犯罪・性暴力等事案(わいせつ事案)を始めとする不祥事を根絶し、幼児・児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、教職員の意識醸成や校内環境及び組織体制の整備を徹底してください。

|**重点4**| 〇校務におけるコンプライアンスの徹底

答案用紙の紛失やSNSでの個人情報の漏えいなど、不注意による事故が発生しています。個人情報を含む行政文書の適切な管理を行い、事故防止を図ってください。 私費会計(学校徴収金、団体徴収金)についても、私費会計基準に沿った適正な会計処理を着実に実施するため、ダブルチェックを徹底する等、組織的な事務処理体制を整えてください。

(2) 安心で快適な教育環境の整備

重点5 〇教員の働き方改革

ワーク・ライフ・バランスの実現を通じて自らの人間性や創造性を高め、子どもたちと向き合う時間を確保するため、「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」に沿って取組を進めてください。

〇地域と一体となった安全・安心の推進

災害時に近隣住民などが避難してきた場合を想定し、災害の性質に応じた具体的な 対応や感染症防止のための対応等について積極的に市町と協議を行い、合同訓練を実 施するなど、引き続き市町・地域との連携を進めてください。

○組織的・計画的な学校安全管理の推進

地域の災害特性を踏まえた避難訓練及び危機管理マニュアルに基づいた不審者侵入 に係る3段階チェック体制の着実な実施、自転車ヘルメット着用努力義務化を踏まえ た通学ルールの設定など、学校安全管理の推進に取り組んでください。